

## 20歳以上の重症心身障害者のための障害者自立支援法対応チェックリスト

ホームヘルプサービス・ディサービス・短期入所・重症心身障害児・者通園施設

月	手続の流れ	対 応	重症心身障害児・者通園施設	備 考													
2月	利用案内	利用申請 収入・資産等申告 本人の年収のチェック 世帯範囲のチェック 「世帯範囲の特例」 誓約書で事足ります。 世帯の市町村民税課税状況のチェック	現在のまま	「世帯範囲の特例」 扶養者と同一住居内でも、世帯主変更届によって、単独世帯主となれば、利用者だけの単独世帯と認定します。 所得税法上で、利用者本人を扶養控除の対象とできることになりました。 健康保険についても、左下の○内のように変更しました。													
3月	利用者所得区分認定 利用者負担月額上限額決定				施設からの説明	月額上限額 市町村民税課税世帯・・・37,200円 市町村民税非課税世帯・利用者本人の年収80万円以上・・・24,600円 市町村民税非課税世帯・利用者本人の年収80万円以下・・・15,000円 生活保護世帯・・・0円											
4月	訪問調査				・利用者負担額(原則1割負担)月額上限額以内 ・食費・水道光熱費の実費負担 ・軽減措置(減免制度) 右の備考欄を参照 短期入所は、減免等はありません。	現在のまま変わりません。	軽減措置 生活保護移行防止のための軽減措置 (利用者負担金・食費・水道光熱費を支払うことにより、生活保護受給対象となる方) 社会福祉法人減免 (市町村民税非課税世帯のうち、一定の資産を有していない方で、減免制度を実施している社会福祉法人でサービス提供をしている場合。) 高額障害福祉サービス費 (利用者本人が介護保険サービスを併用している場合、または同一世帯に障害福祉サービスを利用している方がいる場合)既に支払った利用料は後日返還されます。 食費負担軽減 (生活保護世帯、市町村民税非課税世帯)食材費のみの負担になるように軽減										
5月	審査・判定	世帯分離について 扶養者と同一住居の在宅のまま、世帯主変更届を提出して単独世帯主になることによって、世帯分離をすることができます。 健康保険について 世帯分離した場合の健康保険は次のようになります。 扶養者が、社会保険の場合は、利用者本人は被保険者としてそのままです。 扶養者が、国民健康保険の場合は、利用者本人は国民健康保険に新規加入します。 扶養者がその他の保険に加入している場合は、当該保険事務所に相談下さい。 所得税控除について 世帯分離しても、同居ですから今までと同じ控除が受けられます。		社会福祉法人減免 当該減免を実施している社会福祉法人は、施行後3年間は経過措置として、収入や資産が一定以下の場合に対象となります。1つの事業所の上限額は、月額負担上限額の半額。通所施設を利用する場合は、低所得2であっても7,500円となります。 所得区分1 7,500円 所得区分2 12,300円													
6月	認定・通知			施設との再契約の場合もある	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>収入</th> <th>資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>150万円以下</td> <td>350万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>200万円以下</td> <td>450万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>250万円以下</td> <td>550万円以下</td> </tr> </tbody> </table>		収入	資産	単身世帯	150万円以下	350万円以下	2人世帯	200万円以下	450万円以下	3人世帯	250万円以下	550万円以下
	収入			資産													
単身世帯	150万円以下	350万円以下															
2人世帯	200万円以下	450万円以下															
3人世帯	250万円以下	550万円以下															
7月	不服審判																
8月	再認定・通知																
9月																	
10月	新方式による障害福祉サービスの実施	新方式による障害福祉サービス	新法式 所得区分に関係なく定率負担はありません。ただし、食費等の実費負担はあります。	重症心身障害児・者通園事業の食費等実費負担施設により異なりますが、全国平均での1食当り単価は368円です。 1ヵ月22日利用すると、8,096円になります													
11月				作成：平成18年4月1日 変更：平成18年5月22日 作成宮城県重症心身障害児(者)を守る会 会長 秋元俊通 監修：全国重症心身障害児(者)を守る会 運動推進委員 山崎國治氏													

5月10日変更箇所「世帯分離について」を挿入いたしました。5月22日変更箇所「世帯範囲の特例」を変更しました。